

令和7年9月6日

株式会社FJネクスト
代表取締役 肥田 幸春 殿
三信住建株式会社
代表取締役 信田 博幸 殿

各種説明会の開催要請についての再質問（その１）

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民



洋光台三丁目町内会長



冠省

さて、近隣住民が、建築主 FJ ネクストらに対し「各種説明会の開催要請について」（令和7年8月21日付け）の書簡を送付したところ、令和7年8月27日付けの「ご回答」なる書簡を、態々、代理人弁護士らから受領した。

その回答文の主語が、すべて「株式会社 FJ ネクスト及び三信住建株式会社」となっていることから、再度、貴殿等に下記の再質問を行うので、9月13日迄に回答されたい。

なお、情報として記載するが、貴代理人弁護士らを通じての8月27日付の「ご回答」については、横浜市議会議長宛て請願書（9/2提出）の添付資料とした。9月開催の横浜市の建築・都市整備・道路委員会での請願書審査、その後の横浜市の本会議において、横浜市議86名が貴殿等の回答文書を、目にするのを付言する。

横浜市の委員会及び本会議は、ネットで生配信される。建築主 FJ ネクストの対応につき質疑応答及び採択がされることから、是非とも、貴殿等も視聴されることをお勧めする。委員会における請願書審査の日程は、9月8日の夕刻に横浜市のホームページ上で公開されるので確認されたい。

近隣住民の多くは、横浜市会の委員会における請願書審査を傍聴するとともに、「青空を渡さない会」のホームページにおいて、委員会における請願書審査のネットによる生配信の時間帯を事前告知するので、横浜市民など数多くの方々が視聴することになる。因みに、「青空を渡さない会」の閲覧者は、全国34都道府県、世界16か国に渡り、昼夜、ホームページの更新状況などを閲覧していることを申し添える。

上場企業とあろうものが、近隣住民の説明会の開催要請を、代理人弁護士を就けてまでして逃避する姿が、日本全国の国民の知るところになる。横浜市会の様を、肥田社長が視聴することを待たずして、今後の本件事業の展開をどうするべきか、最高責任者として熟考し、土壤汚染の調査の際と同様に、一早く英断することを要請する。

不一

1 8/21付けの質問1

代理人弁護士らを通じ、土壤汚染等に関する書簡が合計5通(1・2次調査計画書、1・2次調査結果報告書、除染除去等計画書及び建物変更箇所説明書)が送付されてきたが、その内容は、専門的、技術的な記載であり、近隣住民は、書簡を見ただけでは理解できない。これら5通の書簡の説明会の実施を改めて要請するので回答されたい。

なお、貴代理人弁護士らからは、「送付した資料で説明は果たしている。」との回答を繰り返しているが、横浜市みどり環境局の担当者でさえ、「この資料は、説明を受けて、質問をしないと理解できない。」との所見であり、今までの貴殿等の回答である「送付した資料で説明は果たしている。」との回答では、到底通用しないことを申し添える。

更に、説明会を開催しないとする場合は、説明会を開催しない具体的な理由を教示されたい。

→ (FJネクスト肥田社長の8/27付けの回答文)

お送りいたしました資料記載のとおりであり、説明会を開催する予定はございません。

【再 質 問】

近隣住民は、専門的、技術的な記載内容の資料は、送付されただけでは、理解が出来ないため、説明会を通じ、記載内容の丁寧な説明を受けたうえで、質疑応答を行い、貴殿らが送付した資料の内容を正確に理解したいと要請しているものである。

事業を行う者が、一方的に専門的、技術的な資料を送付し、その後は、その配布資料で十分だから、説明会を開催しないとの理屈は、何処にも見当たらない(通用しない)ものであるが、どうして、送付した資料のみで、説明(説明責任)を果たしていると考えなのか、具体的な言葉で、近隣住民が理解できるよう、懇切丁寧に教示されたい。

2 8/21付けの質問2

上記、土壤汚染に関する書簡の他に、送付されただけではその内容が判然としない(理解できない)、専門的、技術的な記載内容の以下の資料が存在する。

① 令和7年7月2日付で送付された「変更図面」(A3判 22 ページ)

- ② あっせんの場合で突如提出し、住民に対し説明が未了となっている資料(約70頁)
- ③ 当初の説明会の席で近隣住民が建築主に寄せた55の質問に対する回答書に係る説明(5問のみ終了し、50問が説明未了)
- ④ 開発事業計画の説明資料(資料の郵送のみで済ませたもの:返却済み)

以上の資料の説明は未了である。①～④の説明会の開催を再要請するので、各々に関し、個別に回答されたい。

更に、説明会を開催しないとする場合は、説明会を開催しない具体的な理由を各々教示されたい。

→ (FJネクスト肥田社長の8/27付けの回答文)

いずれも、ご指摘の各資料記載のとおりであり、説明会を開催する予定はございません。

【再 質 問】

近隣住民は、専門的、技術的な記載内容の資料は、送付されただけでは、理解が出来ないため、説明会を通じ、記載内容の丁寧な説明を受けたいと、質疑応答を行い、貴殿らが送付した資料の内容を正確に理解したいと要請しているものである。

事業を行う者が、一方的に専門的、技術的な資料を送付し、その後は、その配布資料で十分だから、説明会を開催しないとの理屈は、何処にも見当たらない(通用しない)ものであるが、どうして、送付した資料のみで、説明(説明責任)を果たしていると考えるのか、具体的な言葉で、近隣住民が理解できるよう、懇切丁寧に教示されたい。

なお、①乃至④の資料に関しては、FJ ネクストの責任者が、令和6年11月27日から同年12月6日の間に、近隣住民宅を戸別訪問し、すべての資料に対し説明会を月1回のペースで行うと約束したものである。そして、令和6年12月17日に、FJ ネクストの責任者と町内会長が面談し、全ての資料の説明を行うこと、及び、その説明会は町内会館で行うことを約諾したものである。その第1回目の説明会が、開催された後に、突然、代理人弁護士が就き、今までの約束事をすべて無視する対応が開始された。即ち、説明会の開催については、弁護士を介入させて、ちゃぶ台返しを行い(約束をすべて反故にする)、現在に至っている。そのような対応をし続けていることは、今後、工事に関し多大な迷惑と多くの協力を得なければならない近隣住民に対する失礼、かつ、暴挙である。FJ ネクストの最高責任者の肥田社長が、担当者から今までの経緯を聴き取り、説明会の開催を再開することを要請するので、肥田社長ご自身の言葉として回答されたい。

3 8/21付けの質問3

令和7年6月9日及び同年7月22日に、横浜市建築局宅地審査課及び情報相談課が、FJ ネクストの社員を呼出し、土壌汚染の関を含む、数多くの説明が未了の資料に関する説明会を行う旨の要請がなされている(6/9 及び 7/22 に要請書交付)。

同時に、令和7年8月14日に、横浜市みどり環境局水・土壌環境課の土壌対策担当者からも、FJ ネクストの社員に対し、改めて「資料郵送のみでは、土壌汚染に関する専門的な知識がないと理解が難しい。」との所見が伝達され、近隣住民への説明会の開催要請があったところである(8/14に要請書交付)。

上記記載の通り、横浜市建築局及びみどり環境局から、説明資料の送付のみでは近隣住民がその内容を理解できないことから、説明会を開催する旨の要請が再三に渡り指導される中、何故、FJ ネクストは自ら事業計画を行うに当たり配布した、専門的、技術的な資料の説明会を実施しないのか、その理由を具体的に教示されたい。

専門的、技術的資料に関し、知識不足の近隣住民に対し、「送付した資料で説明は果たしている。」等の事業者よがりの一方的な認識を披露することは無意味であることを申し添える。本件は、近隣住民が理解したか否かが、最重要となる事案である。

→ (FJ ネクスト肥田社長の8/27付けの回答文)

お送りいたしました資料記載のとおりであり、説明会を開催する必要性はないものと考えており、説明会を開催する予定はございません。

【再 質 問】

近隣住民は、専門的、技術的な記載内容の資料は、送付されただけでは、理解が出来ないため、説明会を通じ、記載内容の丁寧な説明を受けたいと、質疑応答を行い、貴殿らが送付した資料の内容を正確に理解したいと要請しているものである。

事業を行う者が、一方的に専門的、技術的な資料を送付し、その後は、その配布資料で十分だから、説明会を開催しないとの理屈は、何処にも見当たらない(通用しない)ものであるが、どうして、送付した資料のみで、説明(説明責任)を果たしていると考えなのか、具体的な言葉で、近隣住民が理解できるよう、懇切丁寧に教示されたい。

更には、土壌汚染の資料に関しては、横浜市の専門部署であるみどり環境局の担当者でさえ、「資料郵送のみでは、土壌汚染に関する専門的な知識がないと理解が難しい。」との所見が伝達され、近隣住民への説明会の開催要請があったところである。

土壌汚染の調査手法に関しては、FJ ネクストの責任者が、令和7年2月に開催予定であった説明会において、まずは、調査方法の設計書の説明を行うと約束したものである。ところが、それも代理人弁護士を通じて一方的に中止し、更には、専門的、技術的な資料を一方的に送付してきたものである。

我々近隣住民は、専門家ではない。素人である。建築主が一方的に送付してきた土壌汚染の資料につき、自助努力でその内容を読み解き、理解する必然性はないものであり、工事を行うに当たり、除染作業を行うのであれば、土壌汚染の調査方法から除染工事の具体的内容に関し、資料を作成した各専門家が近隣住民に懇切丁寧な説明を行い、近隣住民が感じている不安を払しょくさせる義務がある。

なお、説明会を開催する必要性を判断するのは近隣住民であって、貴殿等ではない

ことを申し添える。即ち、回答書作成に当たり、大きな勘違いをしていることを指摘する。

FJ ネクストの最高責任者である肥田社長自ら、自分が住民の状態に置かれたことを想定し、説明会を開催することの有無につき、肥田社長ご自身の言葉として回答されたい。

4 8/21 付けの質問 4

建築主 FJ ネクストらは、自ら配布した各種説明資料に関し、近隣住民に対する説明責任がある。建築主 FJ ネクストが、その説明責任を果たして、初めて、近隣住民の理解と協力が得られるものである。

令和6年10月30日、近隣住民代表と FJ ネクストの責任者らと洋光台三丁目町内会館において、説明未了の膨大な資料の説明に関し協議を行った。その際に、責任者が真摯に回答しないことから、このまま説明することを放棄して工事を強行突破するのであれば、近隣住民、周辺住民及び洋光台三丁目町内会は、本件工事に一切協力できず、「工事を行うのならバス通りから」、そして、工事を行うゼネコンにもその旨を伝達する旨の要請書(事前準備)を交付し、その場で、責任者から要請事項の承諾を得ている(事前に FJ ネクストの責任者に録音の許可を得て、IC レコーダーに録音済み)。

近隣住民は、当初から、質問1及び質問2に記載する建築主 FJ ネクストが提示(郵送)した一連の資料に関し、ただただ説明会の開催要請をしている。住民は、説明を聞き、質問を行い、内容を十分理解したうえで、協力したいと考えているが、何故、貴殿等は自らが示した資料の説明責任から逃避するのか、その理由を具体的に教示されたい。

上記の経過から、本件は説明をしなければ、一步も前に進まないことを自覚されたい。
→ (FJ ネクスト肥田社長の 8/27 付けの回答文)

回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。

【再 質 問】

現状では、近隣住民全員は、本件工事計画には、一切協力しないことを宣言する。

肥田社長の命を受け、本件事業の責任者として行動している貴社の社員が、敢えて、「バス通りからの工事」を選択してまで、何故、自らが示した資料の説明責任から逃避するのか？ 不思議である。その者を FJ ネクストの責任者として任命した肥田社長ご自身のお言葉で、懇切丁寧にその理由を回答されたい。

なお、「回答の必要性がないものと思料する」との意味のない回答は、近隣住民の気持ち逆なでし、本事業計画の実現性が、更に遠のいて行くことを、FJ ネクストの最高責任者として感じ取り、社員らの姿勢を正すことを強く要請する。 以上

注)本書簡は、個人情報保護をうけて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。